

表彰に関する細則

第1章 目的

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人日本気球連盟（以下「連盟」という）の賞及び感謝状、並びに国際航空連盟（以下「FAI」という）、一般財団法人日本航空協会（以下「航空協会」という）及び連盟の関係する団体（以下「他団体」という）の定める賞またはメダルに関する推薦の取り扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 表彰の種類

(表彰の種類)

第2条 この細則では、以下の賞、感謝状及びメダルについて取り扱う。

- (1) イカロス賞
- (2) 丹羽賞
- (3) 大岩賞
- (4) 感謝状
- (5) FAIの定める賞またはメダル
- (6) 航空協会の定める賞またはメダル
- (7) 他団体の定める賞またはメダル

(イカロス賞)

第3条 イカロス賞は、1969年に日本で最初に飛行を行った「熱気球イカロス5号」にちなんで1981年に旧日本気球連盟が設定した賞である。

2 イカロス賞は、以下の分野での業績が顕著であると認められた個人もしくは団体に対して授与される。

- (1) 気球の発展への貢献
- (2) 気球競技分野での業績
- (3) 気球飛行記録分野での業績

3 この賞の対象者は、国籍、連盟会員の如何を問わない。

(丹羽賞)

第4条 丹羽賞は、1991年1月11日ガス気球による単独太平洋横断飛行に挑戦し帰らぬ人となった丹羽文雄氏を記念し、旧日本気球連盟が設定した賞である。賞の運用は、典子夫人から旧日本気球連盟に寄贈された寄付金を基礎としている。

2 丹羽賞は、以下の分野での業績が顕著であると認められた個人もしくは団体に対して授与される。

- (1) 気球の安全性もしくは性能向上への寄与もしくは貢献。
- (2) 未知の空域の開拓、飛行技術の開発などへの貢献。
- (3) 気球に関係する新素材、新技術の研究開発または応用などへの寄与。
- (4) 気球スポーツの社会的啓蒙活動もしくは安全面での貢献。

3 この賞の対象者は、国籍、連盟会員の如何を問わない。

(大岩賞)

第5条 大岩賞は、長年にわたり理事長として旧日本気球連盟の運営にあたり、その発展に寄与された大岩正和名誉会長の提唱により旧日本気球連盟が設定した賞である。賞の運用は、大岩正和名誉会長から旧日本気球連盟に寄贈された寄付金を基礎としている。

2 大岩賞は、気球パイロットの育成の分野で、その業績が顕著であると認められた個人もしくは団体に対して授与される。

3 この賞の対象者は、国籍、連盟会員の如何を問わない。

(感謝状)

第6条 連盟は、連盟もしくは気球スポーツに著しい貢献のあった個人もしくは団体に感謝状を授与することができる。

(他団体の定める賞またはメダル)

第7条 連盟は、FAI、航空協会及び他団体の定める賞またはメダルに関して、その受賞に必要な推薦を行う。

第3章 選考手続き及び授与

(推薦及び選考)

第8条 第2条に定める各賞の推薦者は、連盟会員でなければならない。

2 各賞の推薦者は、以下の書類を事務局に提出しなければならない。

(1) 推薦の対象となる個人の氏名もしくは団体の名称と略歴。

(2) 該当する賞への記名の推薦状。

(3) その業績を説明する文書資料。

(4) FAI、航空協会及び他団体の定める賞またはメダルについては、該当団体が求める書類。

3 イカロス賞、丹羽賞及び大岩賞の推薦は、該当年翌年の第1回理事会までとする。

4 感謝状の推薦は、必要に応じて随時行う。

5 FAI、航空協会及び他団体の定める賞またはメダルの推薦の募集方法、推薦の締め切り、審査方法などの詳細は、賞ごとに理事会で決定し運用する。

6 理事会は、連盟賞（イカロス賞、丹羽賞、大岩賞）及び感謝状について速やかに審議を行う。

(授与)

第9条 連盟賞（イカロス賞、丹羽賞、大岩賞）は、連盟会員総会で表彰を行う。感謝状は、妥当な方法で贈呈を行う。

附則

この細則は、平成30年（2018年）4月20日より施行する。

附則 平成30年（2018年）7月22日改正

この細則は、平成30年（2018年）7月22日より施行する。